

個人情報の開示等に関する手続き

1 開示等の請求手続き

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会（以下「協会」という。）の保有する個人情報（個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）について、その開示等を請求することができます。次の事項をご覧の上、開示等を請求してください。

開示等の請求をする場合には、次に掲げる本人確認書類を提示（又は提出）の上、協会が定めた様式により行ってください。

(1) 開示等の請求書を窓口へ直接提出して行う場合

個人番号カード、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所及び氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。

(2) 開示等の請求書を送付して行う場合

上記(1)の本人確認書類の写しに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示等の請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、また、コピーは認められません。）を提出してください。

【送付先】 下記5に記載の個人情報に関する窓口

(3) 法定代理人による開示等の請求の場合

法定代理人自身の上記(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示等の請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、また、コピーは認められません。）を提示又は提出してください。

なお、開示等を受ける前に法定代理人としての資格を喪失した場合には、開示等を実施することができませんので、その旨を届け出てください。

(4) 開示等の請求様式

開示等の請求は、当協会が定めた別記様式第1号「個人情報開示等請求書」により行ってください。

2 開示等の請求手数料等

(1) 開示等の請求手数料

開示等の請求をする場合には、保有個人情報が記録されている文書の閲覧のみの場合は無料、文書の写しの交付を受ける場合は手数料の納付が必要となります。

(2) 手数料の納付方法

書面により提出した場合の納付方法には、①個人情報に関する窓口において現金で納付する方法、及び②銀行振込による方法があります。

3 開示等の実施について

開示等の実施は、請求を受理した日から30日以内に、書面を郵送することにより行います。調査その他の事情により、上記期間内に実施できない場合があります。

なお、代理人が開示等を請求された場合でも、開示等の書面は本人に郵送します。

4 開示等の実施上の留意点

次の場合には、開示等について請求を受理又は実施できませんので、ご了承ください。

【開示等の請求を受理できない場合】

- ① 本人又は代理人の本人確認ができない場合
- ② 代理人による請求に際して代理権が確認できない場合

【開示等ができない場合】

- ① 請求等があった情報項目が当協会の保有個人情報にない場合
- ② 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ③ 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 他の法令に違反することとなる場合

5 問い合わせ等の窓口

保有個人情報の開示等、または個人情報に関する問い合わせ・相談等は次の窓口まで連絡してください。

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会

【住 所】 〒640-8249

和歌山市雑賀屋町52番地 南方ビル3階

【電 話】 073-402-2657

【受付時間】 平日 午前9時から午後5時まで